日本産業衛生学会
近畿地方会ニュース

発行所　日本産業衛生学会近畿地方会事務局
（事務局　藤木幸雄）
〒571 大阪府門真市殿島町７番６号
松下産業衛生科学センター内
TEL ０６－９０６－１６３１
発行責任者（地方会長）　堀　口　俊　一

第34回近畿産業衛生学会開催のお知らせ

（演　題　募　集）

主　催　日本産業衛生学会近畿地方会

学会長　茂原　治（住友金属工業㈱和歌山製鉄所労務部健康管理センター長）

1．開催日時，場所
日　時　平成６（1994）年11月５日（土）９：00〜17：00（予定）
会　場　住友金属工業（株）和歌山製鉄所ＰＲセンター
和歌山市湊1350番地　ＴＥＬ（0734）51－3517

2．演題募集要項
申込締切日　８月31日（水）必着
申込要領
① 同封の申込用紙に演題名，発表者名，所属，連絡先，要旨を明記し学会事務局宛で申し込んで下さい。
② 申込み到着後，学会事務局から「専用原稿用紙」を送付します。
③ 抄録原稿の提出締切りは，９月30日（金）とします。
④ スライドは原則として使用できません。
⑤ １演題12分（口演７分，質疑５分）の予定です。
⑥ 申し込まれた演題および，発表者の変更は認めませんので予めご了承下さい。
⑦ 発表者（共同発表者も含む）は，日本産業衛生学会の会員であることが条件です。会員でない方が発表される場合は，早急に入会手続きをお済ませ下さい。

3．学会事務局（演題申込先および問い合わせ先）
〒640 和歌山市湊1850番地　住友金属工業㈱和歌山製鉄所　労務部健康管理センター内
第34回近畿産業衛生学会事務局　　ＴＥＬ（0734）51－3398（直通）
（事務局　生田善太郎，葭川明義）　ＦＡＸ（0734）51－3438

地方会総会を迎えて　（平成６年度 総会会長挨拶より）

地方会長　堀 口 俊 一

一言ご挨拶申し上げます。本日は五月晴れの好天気に恵まれ，建物の中にいるのは惜しいくらいの日ですが，多数の会員が参加されまして，有り難うございます。午後のひとときをこの会場で有意義に過ごしていただきたいと存じます。挨拶にあたって，労働衛生の問題で，とくに最近のトピックスのようなものはすぐ思い当たりませんが，ひとつ労働時間の問題があるように思います。この問題は大阪で私達が担当しました第64回日本産業衛生学会でのシンポジウム「作業関連疾患」のときにも触れられましたが，いよいよこの四月から猶予の条件はありますものの，週40時間制となり，３年後には完全実施されるようになるということです。それに関連しまして，「生活のゆとり」ということに関心が高まってきました。しかし，この「ゆとり」は，仕事あっての「ゆとり」であり，いわば仕事と表裏一体，相伴うものであるべきもので，これからも労働衛生の分野で研究してゆくべき課題であると考えます。

さて，本日はシンポジウムのテーマとして「職場巡視」が採り上げられました。今日ご参加の産業医の先生方にも役立つ内容のものであると存じます。このシンポジウムを企画された圓藤学術担当理事ほか関係幹事のご努力に感謝いたします。本日の盛会でありますことを期待して，以上ご挨拶といたします。有り難うございました。

第42回近畿地方会総会報告

日　時：平成６年５月20日（金）13:30～14:30
場　所：エルおおさか　大会議室
出席者：会員494名（うち委任状：423名）

１．堀口会長挨拶

２．議長に中野碩夫，議事録署名人に垰田和史，岡田治　子が選任され承認された。

３．議事

(1) 総会の成立，平成５年度の事業報告，平成５年度決算報告
藤木副会長より資料に従って報告があり，さらに菰池監査から会計監査報告が行われ，異議なく承認された。

(2) 平成６年度の事業計画案，平成６年度予算案
藤木副会長より資料に従って報告があり，異議なく承認された。

(3) 地方会会則の改正について
宮上幹事より主旨説明があり，異議なく承認された。

(4) 選挙管理委員会について
委員会の設置が承認され，委員の選任については，会長に一任することが承認された。

(5) 第34回近畿産業衛生学会（和歌山）について
住友金属工業㈱茂原　治学会長より挨拶があった。

(6) 委嘱（労働衛生関連法制度検討委員）
宮上幹事が労働衛生関連法制度検討委員に委嘱された。

(7) 名誉会員について
第67回日本産業衛生学会の総会で，猪子光俊氏が名誉会員として承認されたことが報告された。

(8) 物故会員について
藤木副会長より物故会員として，西尾雅七氏が報告され，出席者全員で黙祷をささげた。

(9) その他
原会員より以下の２つの質問があった。

①学会講演集と学会参加費について
徳島の学会までは，参加費の中に講演集の代金が含まれていた。しかし，昨年の横浜での学会の時から，講演集が『産業医学，臨時増刊号』として全会員に配布されている。この変更は重要なことであると思われるが，説明がまったく行われていない。学会不参加者でも年会費を収めていれば講演集（産業医学，臨時増刊号）を入手できる。学会参加者は新たに参加費を払って講演集（産業医学，臨時増刊号）を入手していることになる。

②学会講演集の正誤について
学会講演内容の訂正を，口演の時に言われることが少なくないが，発表の会場にいないと訂正を知ることはできない。さらに，講演集が産業医学，臨時増刊号になったので，文献としての引用もありうると思うが，臨時増刊号では正誤を知り得ることができない。
藤木理事より本部理事会で継続審議を行うとの回答があった。

（注）なお，平成６年度の第１回評議員会も同日に開催され，上記の内容を総会に提出されることが承認された。

平成５年度決算および平成６年度予算

平成６年４月１日

日本産業衛生学会　近畿地方会
財務担当理事　藤　木　幸　雄

項目	平成５年度 予算額	平成５年度 決算額	平成６年度 予算額
	円	円	円
［収入の部］			
前期繰越金	3,900,611	3,900,611	1,440,227
本部交付金	1,100,000	1,100,000	1,260,000
地方会費	1,200,000	1,344,000	1,342,000
利息	50,000	0	30,000
雑収入	0	23,000	0
収入合計	6,250,611	6,377,611	4,072,227
［支出の部］			
需要費	1,210,000	1,502,003	1,700,000
印刷費	560,000	451,125	500,000
備品費	250,000	267,315	200,000
消耗品費	50,000	86,994	90,000
通信運搬費	350,000	696,569	910,000
地方会費	380,000	280,480	380,000
総会費	100,000	0	100,000
学会費	200,000	200,000	200,000
幹事評議員会費	80,000	80,480	80,000
研究会費	470,000	210,309	550,000
研究会費	320,000	120,000	400,000
研修会等の補助費	150,000	90,309	150,000
事務局費	360,000	360,000	360,000
活動費	500,000	289,892	500,000
学術担当活動費	200,000	150,000	200,000
広報担当活動費	200,000	54,892	200,000
理事担当活動費	100,000	85,000	100,000
別途積立金	2,930,611	2,200,000	200,000
役員選挙積立金	100,000	100,000	100,000
第50回記念事業積立金	2,830,611	2,100,000	100,000
予備費	300,000	0	282,227
諸雑費	100,000	94,700	100,000
次年度繰越金	0	1,440,227	0
支出合計	6,250,611	6,377,611	4,072,227

財産目録　１．ＰＣ98コンピューター一式（本体，増設メモリー，プリンター）
２．積立金　定額郵便預金 2,200,000円　（第50回記念事業積立金 2,100,000円）
（役員選挙積立金　100,000円）

日本産業衛生学会近畿地方会シンポジウムのまとめ

兵庫医科大学　公衆衛生学教室　小　泉　直　子

平成6年5月20日（金）の総会の後，「近畿の事業場を巡って」というテーマでシンポジウムが行われた。司会の圓藤理事より，この主題を取り上げた主眼点として，職場巡視が労働衛生，環境衛生の基本であり，まず職場巡視をして問題点をみつけ，次のステップに進むのが基本であるとの説明があった。そこで，職場巡視を行うに当たっては，産業医や作業環境測定士，あるいは行政の監督官など，それぞれの立場からの職場巡視があるわけであり，今回のテーマについて立場の異なる4名の講師により講演がなされた。

大阪労働基準局労働衛生課主任労働衛生専門官の伊藤克之氏より「職場巡視をめぐる問題点について」と題して，①非定常作業，外注作業では巡視の際に考慮する必要がある，②産業医は健康診断や治療のみに重点をおかず，疾病発生の予防を重視すべきである，③有害物のない事業場では，健康づくりや快適職場環境の形成に努力すべきである，④産業医は職場巡視の記録を残すこと，等の問題点について事例を示して説明がなされた。

次に兵庫産業保健推進センター産業保健相談員の池田昌男氏より「小企業における作業環境管理，作業管理の問題点」として，従業員が50人未満の小企業では，現場に事業主がいるため，この事業主の意識が安全や衛生面の対応を決めてしまうことになり，このような小企業では，何も知らない，知っていてもしない，物（測定器など）がないといった状況である。したがって，職場巡視に当たっては，法律に規定された最低限の基準を守るよう指導すべきであるということであった。

次に中災防・大阪労働衛生総合センター技術専門役の樋上幸一氏が「作業環境測定士の視点から職場巡視」と題して講演がなされ，職場巡視の際にはスモークテスターを携えて空気の流れを確認し換気の状態を把握すること，その他，デジタル粉じん計，熱線風速計，騒音計，検知管を持って巡視し，その場の職場環境を知り注意を喚起するとともに，作業者の教育に役立てることが重要であるとの説明がなされた。

最後に大阪府医師会産業医部会副会長の桝屋義雄氏より「産業医の視点からの職場巡視」と題して講演があり，結論として，産業医が職場巡視を行い，作業環境測定士が厳密に環境測定を行った結果，問題のデータが出てきたときに初めて健康診断データを見てチェックするというのが本筋であり，最初に健診ありきという形は間違っているということを長年の経験を通して説明されたが，一番の問題は健診データと環境データが必ずしも平行しないという点が産業医として悩むところであるとのことであった。

最後に，司会の圓藤理事より，職場によってそれぞれの職場巡視の仕方があると思われるが，いろいろな立場で職場巡視を行い，また，いろいろな形のパトロールをやっていくことが今後必要でないかとの総括が述べられた。

職場巡視をめぐる問題点について

大阪労働基準局労働衛生課
主任労働衛生専門官　伊藤　克之

1　衛生管理者・産業医選任状況

（平成５年12月31日現在　大阪局分）

衛生管理者・産業医選任事業場数

区分 / 業種	衛生管理者	衛生工学衛生管理者	産業医
製造業	2337（2830）	92（87）	2362
工業的業種	3085（3788）	92（87）	3115
非工業的業種	3128（4337）	5（ 5）	3320
合計	6213（8125）	97（92）	6435

（注）衛生管理者・産業医選任事業場数欄には，選任を要する事業場を（　）に計上した。

2　**事業場における職場巡視の態様**（平成５年度労働大臣・局長被表彰事業場）

(1) 定期的に安全衛生パトロール班による職場巡視
(2) 産業医，安全衛生委員会事務局，部・課安全衛生会議の合同パトロール
(3) 安全衛生推進委員会の中に専門分科会を設け，月一回以上職場巡視
(4) 衛生管理者パトロール
(5) 専門部会（９部会）を設けパトロール

3　問題点

(1) 平成５年工業中毒特殊疾病（障害）報告17件中，非定常作業，外注作業が含まれるので巡視時考慮する必要がある。
(2) 事業場は産業医に職業性疾病の予防対策を求めているのに，産業医は健康診断・治療のみに重点をおいている。
(3) 事業場に有害物を有する場合とそうでない場合で事業者に意識の違いがあるので有害物が無い事業場には健康づくり（含むメンタルヘルス），快適職場環境の形成促進についての意見が少ない。
(4) 衛生管理特別指導事業場においても産業医の職場巡視の記録が見受けられない。巡視を行った実績を記録に残すことが，産業医，衛生管理者の評価につながる。
(5) 最近の職場環境の改善は作業環境測定によるのは勿論であるが平成元年に改正された特殊健康診断結果報告の代謝物分布の指標等職場巡視時参考となる資料が増加した。
(6) 非専属（嘱託）産業医の場合，事業者にシビアな意見を具申すると，契約を解除される場合がある。

小企業における作業環境管理，作業管理の問題点

兵庫産業保健推進センター産業保健相談員　池田　昌男

職場で働く人達の生命と健康を守ることは，本質的に事業主の責任に属することがらです。労働安全衛生法では，この責務を果すため，その指揮下に統括安全管理者，産業医，安全管理者，衛生管理者等の担当者と安全・衛生委員会などで組織された安全衛生管理体制の構成を義務付けている。

事業場のうち上記安全衛生の担当者の選任さえ義務づけられていない小規模（労働者50人未満）事業場については安全衛生推進者の選任にとどまっている。すなわちこの安全衛生推進者で労働者50人以上の規模事業場での各種安全衛生管理体制活動全体と同様職務の遂行が実施されている現状です。

日本経済の質量の発展に比例し，企業の経済活動も多岐にわたり大変革をもたらした。これに付随し産業災害職業性疾病等多様化の一途をたどり，これに対応する安全衛生法関係の整備充実も進んだ。有機溶剤中毒予防規則，特定化学物質等障害予防規則，酸素欠乏症等防止規則等いわゆる特別則と呼ばれる衛生管理関係のものは着々と作成整備されて来た。これら法に規定されている内容は最低基準であり，大企業も小企業も例外なく順守すべきものです。

安全衛生推進者といえどもこれら法内容を知り作業現場で実行しなければならない責務は重い。

労働災害の性質上，骨折切断流血等五感を強く刺激するものと異なり，酸欠・有害物による急性中毒等速発的疾病を除く一般的職業性疾病は長時間曝露により発症する遅発的性格に特徴がある。

人間の五感で感知し得ない有害物から労働者を守るためには，教育等によりあらかじめ危険の所在，予防，対応等訓練が必要であり，「しらない」「しない」「物がない」が発症の原因で，小規模事業場では作業の最熟知者たる事業主の災防意識の高揚が要諦と考える。

作業環境測定士の視点から見た職場巡視

中央労働災害防止協会
大阪労働衛生総合センター
技術専門役　樋上　幸一

(1) 作業環境測定士は，作業環境管理のため環境状態の監視を行うため定期的に，有害物質の測定を実施しています。

しかし職場巡視については法的に義務づけられているわけではないので，職場巡視に参加している作業環境測定士は，それほど多くないものと考えられます。

(2) 作業環境測定の義務付けられている作業現場は限られており，それ以外にも有害因子のある作業現場はたくさんあります。

そこを職場巡視する際に産業医や，衛生管理者と共に測定士が有害因子の管理状況の把握を中心として作業現場を見ていくことは，現場を見る目を増やし，実情把握に有効となりますので，測定士も職場巡視に参加させることは推奨されるべきと考えます。

半年に一度，作業環境測定結果の出た時の職場巡視に自社の測定士でない場合も作業環境測定機関から測定士を招いて参加してもらうことを検討してください。

測定士は有害因子の発生状況や，拡散状況については専門的知識を持っていますが，その場の取扱物質や作業工程や作業設備については必ずしもよく知っているわけではありませんので，現場監督者や衛生管理者などに，これらの情報を提供してもらうことが必要です。

(3) 職場巡視の際に測定士として考えると持ち物としては，局所排気装置の吸引方向や吸引性能のチェックのためのスモークテスターがまず必要で，デジタル粉じん計や熱線風速計などその場で数値の出るものが有用ですが，巡視の際にはあまりたくさん測定器を持つことよりも現場の観察を第一とすることが肝要です。

測定士の立場から注目したいのは，有害物の管理，特に副次的な発生源で，有機溶剤入りの容器の蓋の有無や，廃ウエス入れ容器の蓋の有無などです。

産業医の視点からの職場巡視

大阪府医師会産業医部会　副会長　桝屋　義雄

日本医師会のアンケート調査によれば，産業医の職場巡視回数は「月１～２回」が48%「月１回未満」が37%であり，「殆んど実施しない」が14%を占めている。又職場巡視の結果の報告や改善の方法を論議する場である安全衛生委員会への出席も「出席する」と答えた人は67%に止まり，「出席しない」人は32%にも達している。一般的に大企業程成績は良く，規模が小さくなる程良くない様である。このデーターからも，産業医が職場巡視に余り熱心でないことがはっきりとうかがわれる。この理由はいくつか挙げられるが，もっとも大きな理由は，事業所側の理解と，適切な同行者が得られないことであろう。熱心な同行者があってこそ，嘱託産業医の様な立場の人達が，現場に足を入れることが可能であり，又現場の人達と充分に話しあえるチャンスがある。又産業医が安全衛生委員会で，どれだけ現場の人々の共感を得られるか，又一緒の輪の中に入って討議出来るかの問題は，産業医がどれだけ事業所の生産設備や工程や作業状態を理解しているか，現場の人々の質問に対してどれだけ早く反応出来るかにかかっている。そのためには産業医の常日頃の研修と努力が必須であり知識の向上につとめなければならない。現場での研修が実は健康診断よりも大切であり，それは一人の嘱託産業医個人が行う健診は人数が多くなれば到底不可能であるが，職場巡視は，何時でも思いたったら直ぐに実施できるし，しかもその効果は大きい。

嘱託産業医の場合，健診データーを考慮し環境等を比較し，その関連をさぐることに，先づ目がいき易いが，健診データーの有所見率と設備改善の効果とは決して平行して動くものではないことは過去にしばしば経験して来たことである。毎年莫大な時間と費用をかけて行う現場の巡視と環境測定や改善の問題は，嘱託産業医にとって頭を悩ます問題であるが，残念ながら産業医にとって職場巡視は健診データーから得た結論の補完的意味合いでしかない。

本来は職場巡視の結果得た，様々な事業所内の環境や作業上の資料を判断して，その補完的な意味合いとして健診データーをながめるべきではないだろうかと思われるが，残念ながら現在のところ嘱託産業医は「始めに健診ありき」が実情であり，それだけで終わっている場合が殆んどのケースである。

岡山の学会の印象記

第67回日本産業衛生学会に初めて参加して

京都大学医学部　公衆衛生学教室　文　燦錫

日本産業衛生学会では産業衛生の細分された色々な分野から多い論文が発表された。大きく10箇分野に割れて健康の管理，健康の教育・指導・相談，金属，精神衛生，有機溶剤・有機物，騒音・振動等の産業衛生に重要な諸問題について討論があった。

特に学会の中で特別研修会，特別講演，分野別の研究会があった。研究会の場合には分野別に人達が会って研究を進むのに役に立つ情報が交換された。特別研修会の場合，直接参加されなかったが，産業場の指導者を対象にして研修の形で研究されたものが直接産業場に伝われるようにしていると思っている。

もう一つの特別なところは許容濃度等に関する委員会

があって有害物質の許容濃度に対して日本産業衛生学会が決めた許容濃度があった。総会中に今年の変更された許容濃度の項目，決定した濃度とその理由に対する説明があった。

日本産業衛生学会は元にしている研究活動と共に実際の産業場の勤労者に対して研究結果が良く伝えるような活動的役割も一緒にしているのが目に付く点であった。

第67回日本産業衛生学会に参加して

住友金属工業㈱総合研究開発センター　野田　悦子

「お久しぶり，元気だった！」etc...新人の頃には，知り合いもなく，こわごわ参加の学会が，年に一度の同窓会と化してしまってからもう何年になるだろうか....。

少人数で仕事をすることが多い企業内健康管理スタッフにとって貴重な刺激剤（情報交換の場）となる産衛学会が，今年，３月21日から24日まで，岡山大学鹿田キャンパスおよび岡山シンフォニーホールを会場に，開催された。天候は，晴，雨，曇，寒くなったり暖かくなったりとなかなか変化にとみ，今一つ要領の良くない筆者らにとっては，鞄の荷物を入れたり出したりとあわただしい４日間であった。

学会場では，全ての会場に足を運ぶことはできなかったが，どの会場でも活発な討議が行われていたらしい。筆者が参加した「健康教育・保健指導・健康相談」の会場では，今回，企業や検診機関など，現場で活躍しているスタッフからの報告が多く，その教育・指導の実践例は，どれも工夫をこらした内容で，そのほとんどが今後は活動の参考にしたいと思わせるものであった。同時に，この分野では，歯科保健やエイズ教育に関する内容も目立ち，中でも香川医大の白石氏らの報告「一企業従業員におけるエイズのイメージ」について（抄録集No.366）は，フロアー参加者からの質問「個人のプライバシーの問題として，警戒されがちなこれらをテーマとした調査をどのようにして企業内に導入できたのか」に対する応答の内容（導入までのさまざまな工夫）が印象的で，これらの工夫は，他の活動導入時にも共通していえることではないかと感じた。

また，労働生理分野の，産業医大の平川氏，中村氏（抄録集No.539）をはじめとする数本の報告は，基礎分野のスペシャリストたちの活躍のめざましさと，今後，これらの研究成果をどのように現場に応用していくのか，企業内健康管理スタッフとしても，単に産業保健活動の方法論のみでなくその基礎となる知識の発展にも積極的に関心をよせていく必要性があることを思わせた。

さて，このように今回も吸収するところの多い学会だったわけであるが，最後に，食事を取る場所を探して途方にくれている筆者らを，案内してくれた心優しい岡山市の方々，岡山大学鹿田キャンパス前で，おいし〜いハンバーグを作ってくれた小さな喫茶店のおばあちゃんに深く感謝いたします。

第67回日本産業衛生学会に参加して

三井東圧化学㈱大阪工業所　松本　政信

第67回日本産業衛生学会は平成６年３月22日より３日間の会期で，岡山大学鹿田キャンパスにおいて開催されました。学会長は岡山大学医学部衛生学教室の青山英康教授が務められました。今学会のメインテーマは，「職域保健に接点を求めて」と唱われております。職域保健のこれからの創意と工夫に満ちた取り組みの中での相互理解や情報の交流をさらに押し進めようとのねらいとのことです。23日午後のメインシンポジウムはメインテーマ「職域保健に接点を求めて」にもとづいて各シンポジウムからの話題提供がありました。多数の参加者が，シンポジストの発表を熱心に傾聴しており活発な質疑応答がありました。

私は22日，一般演題を発表しました。演題は「職域における歯科保健事業の試み」で，和歌山医大衛生学教室，大阪大学医学部公衆衛生学教室，大阪府立看護大学医療技術短期大学部にご協力いただいた演題でしたが，産業医の立場から，職域の歯科保健事業を歯科医，歯科衛生士と連携し試行した具体例を発表しました。同日夕岡山東急ホテルにて盛大な懇親会がもようされました。東急ホテル最大の宴会場が満員になるほどの盛況でした。食事も郷土料理を盛り込んだ内容で，エキシビジョンも岡山県ならではの郷土色豊かな楽しい会でした。23日午前は岡山シンフォニーホールにおいて特別講演があり，エモリー大学のハワードフラムキン教授による「毒物暴露についての知る権利－10年の経験から」でした。学会事務局の準備は非常に丁寧で日本語訳の文書も用意されており，私のつたない英語力でもある程度は理解できました。講演後の質疑応答も活発でした。24日は同門の先生方の発表をおもに拝聴いたしました。また同日午後はミニシンポジウム「8020運動と職域口腔保健」に参加いたしました。各地での精力的な取り組みが発表され今後の課題などが討論されました。今回の学会は運営が円滑でよく整備された学会であったと思います。

「鉛」－環境中の鉛と生体影響－を読んで

大阪市立大学医学部
環境衛生学教室
清田郁子

労働科学研究所から鉛に関する本の執筆を勧められているので原稿ができたらワープロでの清書をやってくれないかと堀口先生からお話があったのは1991年のお正月前後であったと思います。実際にお手伝いを始めたのは1991年3月に大阪で開催された産業衛生学会総会が終わってからの10月に入ってからでした。この時は未だ本の題が決まっておらず，仮題として「鉛－その理論と実際」としてワープロに保存しました。堀口先生の徹底的な下調べによる生原稿の判読が私の作業の大きな比重を占めました。最初に取り掛かった「Ⅰ．鉛，その利用と中毒の歴史」は私共の教室の歴史が鉛中毒の研究から出発していることに加えて，鉛曝露に関する実態調査研究に一員として参加していました私には鉛中毒の歴史が系統だって勉強できましたので，しばしばキーボードの手を休めて原稿を読んでおりました。鉛は古代から人間にとって非常に馴染み深い金属であったが為その中毒の歴史も古く，西欧での文献はよく目にいたしますが，日本での中毒の歴史は案外知る機会が少ないと思います。この章では日本が天平時代から鉛と関わっていたことや，日本での役者の鉛中毒症例が明治時代になって医学部の臨床講義でなされていることや，乳児のいわゆる脳膜炎の原因追及の経過が詳しく紹介されていること等興味深い内容です。Ⅲ章の鉛の分析からⅨ章の鉛の生体影響までは私共の教室開講以来多くの教室員が携わった研究分野であり，特にⅤ章の食品等における鉛の存在，Ⅶ章の鉛の摂取，吸収，排泄および収支は教室の諸先輩が長年に亙る地道な実験を積み重ねた結果がまとめられていて，人体における鉛の収支を考えるときの貴重な資料となると思います。またこの本を読めば鉛中毒に関する著名な論文や貴重な論文が網羅されていますので文献を探す手間が省けて大変便利です。ワープロ原稿ができるまで何回も目を通したはずですが，私の見ていたのは主に文字であって内容ではなかったので，もう一度鉛の教科書としてしっかり読まなければいけないと考えております。身内である堀口先生を誉めて恐縮ですが，きめ細かい裏付けによる執筆をされているのを身近かにいてよく分かっているだけに机の真ん中にいつも置いて研究の指針としています。

労働科学叢書95

「鉛」－環境中の鉛と生体影響－
著者　堀口俊一
発行　㈶労働科学研究所 出版部
1993．9　4800円

地方会研究会

研究会名	代表者・所属および住所	電話
職業性筋骨格系障害研究会	車谷典男　奈良県立医科大学公衆衛生学教室	
勤務先	〒634 橿原市四条町840	TEL 07742-2-3051
有機溶剤中毒研究会	杉本寛治	
（自宅）	〒536 大阪市城東区関目4－14－9－462	
産業衛生技術研究会	田淵武夫　大阪府立公衆衛生研究所	
勤務先	〒537 大阪市東成区中道1－3－69	TEL 06-972-1321
中小企業衛生問題研究会	水野洋　大阪府立勤労者健康サービスセンター	
勤務先	〒540 大阪市中央区石町2－5－3 府立労働センター南館7階	TEL 06-946-2608
じん肺研究会	坂谷光則　国立療養所　近畿中央病院内科	
勤務先	〒591 堺市長曽根町1180	TEL 0722-52-3021
職業性腫瘍研究会	森永謙二　大阪府立成人病センター	
勤務先	〒537 大阪市東成区中道1－3－3	TEL 06-972-1181
産業看護研究会	植本寿満枝　関西テレビ放送健康保険組合	
勤務先	〒530 大阪市北区天満6－5－17	TEL 06-315-2687
産業精神衛生研究会	藤井久和　大阪府立公衆衛生研究所	
勤務先	〒537 大阪市東成区中道1－3－69	TEL 06-972-1321

産業衛生学会第１回理事会報告

第１回理事会が，６月４日（土）慶応大学病院新館会議室で開催された。ほとんど全員の30人余の出席で多数の議題について報告と審議があった。

第67回（岡山）学会の経理報告では，特別研修会のあり方や経理処理，教育資料委員会と企画運営委員会・地方会との関係が討議された。第４回及び第５回産業医・産業看護全国協議会・第68回学会（名古屋）・同69回学会（旭川）の準備状況，新編「産業保健」の発刊計画，許容濃度等の提案理由集の発刊（中災防，学会員は２千円，その他は３千５百円），本年度の専門医試験実施計画，について報告・討議があり，多くの意見があった。また，ロゴマーク（学会のシンボルマーク）を制定することになりデザインを公募し賞金額などが了解された。

審議事項のうち，平成５年度決算・同６年度予算の一部について，及び温熱環境研究会（世話人田中正敏）発足について異議なく承認された。学会機関誌（産業医学）の誌名変更は理事会案を再度会員に諮り決めることとなり，Ａ４版化と共に第37巻から改訂する。諸規則の見直しの報告書が提出され，説明があった（審議は次回以降）。経理や学会運営に関する見直しをするための基本問題検討小委員会を設置し，理事会のワーキング部会として原案等を審議することとなり，委員の指名は理事長に一任された。議題が多く，準備も不完全のために十分なる審議ができず，今後の改善が期待される会であった。（徳永）

お知らせ

平成６年度　第１回幹事会

日　時：平成６年５月20日　　12：00〜13：00

場　所：エルおおさか 603号室

出席者：堀口，藤木，武田，圓藤，近藤，小泉，岡田，河合，宮上，徳永，垰田，中野(順不同 敬称略)

欠席者：原田，上田，桝屋

事務局：南，大原

１．平成５年度の事業報告および収支決算，平成６年度の事業計画案および平成６年度の予算案について審議した。

２．地方会会則の改正について審議した。

３．選挙制度検討委員会の設置
委員会を設置して，平成６年度中に次回（平成７年度実施）の選挙方法について検討することとなった。

４．その他の報告

(1) 委嘱（労働衛生関連法制度検討委員）
宮上幹事が労働衛生関連法制度検討委員に委嘱された。

(2) 名誉会員　猪子光俊

(3) 物故会員　西尾雅七（京大名誉教授）

(4) 研究会代表者の変更
職業性筋骨格系障害研究会
徳永先生から車谷典男先生に
産業看護研究会
吉田先生から植本寿満枝先生に
じん肺研究会
横山先生から板谷光則先生に

５．参加型の研究会の開催について
今後は，参加型の研究会を開催する方向で検討（学術担当幹事）を行う。

６．次回の幹事会は７月に開催予定

事務局からのお願い

１．地方会会費をまだ振り込まれていない方は，早急に振り込んで頂きますようお願い申し上げます。

【お詫びと訂正】

本誌前号で一部誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。

２頁下から３行目　第３３回 → 第３４回
５頁右下から７行目　イソアネート → イソシアネート
６頁左上から６行目　イソシアート → イソシアネート
７頁左下から７行目　トリクルエチレン → トリクロロエチレン

編集後記

お陰をもちまして，総会も無事終了しました。今回のシンポジウムは，日本医師会認定産業医制度の単位が認められたため，遠く北海道や九州からも参加がありました。また，産業衛生学会の会員以外の方の参加も多く，盛況のうちに終了しました。

地方会ニュースもすでに19号となりました。会員の皆様のお役に立つよな情報をできるだけわかりやすく掲載するように努力しています。地方会ニュースに対するご意見やご提言がございましたら，事務局までご連絡下さい。また，投稿も歓迎致します。（河合）

編集・企画担当者
（広報担当幹事・事務局員）
武田真太郎，上田美代子，近藤雄二，河合俊夫
宮上浩史，中野碩夫，南　勉，大原昭男
次回発行日　1994年10月１日
次回原稿締切日　1994年９月１日